



岡情審査第172号

平成24年5月11日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市個人情報保護条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

平成23年12月21日付け岡北市第1098号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成22年1月～平成23年10月17日までの本人・〇〇〇〇の「戸籍  
・除籍・戸籍の附票の写し請求書」（以下「本件保有個人情報」という。）  
の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件  
異議申立て」という。）についての諮問

## 第1. 審査会の結論

本件保有個人情報の開示請求に対して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 第2. 異議申立て及び諮問の経緯

1 本件異議申立て人（以下「申立て人」という。）は、平成23年10月17日付で、実施機関に対し、岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づいて、本件保有個人情報の開示請求を行った。

なお、これは申立て人本人の戸籍謄本等を本人以外の第三者（以下「戸籍請求者」という。）が請求した際の請求書を開示請求されたものである。

2 上記開示請求に対し、実施機関は、同年10月26日付で、本件保有個人情報について、「開示請求した者以外の住所、氏名、生年月日、郵便番号、続柄、電話番号、印影等の情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあり、条例第11条第3項第3号に該当するため。」として一部開示決定処分を行った。

3 上記決定を受けた申立て人は、実施機関に対し、同年12月9日付で、非開示部分の開示を求めて本件異議申立てを行った。

4 実施機関は、同年12月21日付で、本件異議申立ての取扱いについて、条例第17条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

## 第3. 申立て人及び実施機関の主張の要旨

## 1 申立人の主張要旨

非開示部分については、開示すべきである。虚偽の理由によって、戸籍謄本等が請求されているため、戸籍請求者の開示をしてもらいたい。

## 2 實施機関の主張要旨

戸籍請求者は戸籍法に基づき、正当な理由により請求しており、本件保有個人情報の記載内容には、戸籍請求者の住所、氏名、生年月日、郵便番号、続柄、電話番号、印影があり、これらを開示することにより、戸籍請求者が特定されることとなり、また、戸籍の使用目的や職員が戸籍請求者から聞き取った申請の理由等が明らかになることによって、戸籍請求者が特定されるおそれがあるため、条例第11条第3項第3号に基づき、これらの部分を非開示とした。

## 第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

### 1 条例第11条第3項第3号該当性について

(1) 實施機関は、開示請求した者以外の住所、氏名、生年月日、郵便番号、続柄、電話番号、印影を開示することによって、戸籍請求者が特定されることとなり、また、戸籍の使用目的や申請の理由等が開示されると、戸籍請求者が容易に推認されてしまうことになり、条例第11条第3項3号に該当することを理由に非開示としている。

(2) 条例第11条第3項第3号は、「開示請求をした者以外のもの（以下『第三者』という。）に関する情報が含まれている保有個人情報であって、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそ

れがあると認められるもの」について、開示をしないことができると規定している。

- (3) 当該第三者情報の主たる第三者は、戸籍請求者であり、申立人の知らないところで申立人の戸籍謄本等を請求したことを考えると、戸籍請求者は、自らが請求した事実を申立人に知られることを望んでいないことが推察される。このような場合に、当該第三者情報を申立人に明らかにすることは、申立人との間に無用のトラブルが生じるなど、戸籍請求者の権利利益を侵害するおそれもあると考えられる。
- (4) よって、本件保有個人情報について、条例第11条第3項第3号に該当するとして、一部を非開示とした実施機関の本件処分は、妥当である。

## 2 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」とおり判断するものである。

## 第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成23年12月21日	諮問書の收受
平成24年 1月17日	実施機関側意見書の收受
平成24年 1月30日	審 議
平成24年 2月20日	審 議
平成24年 3月26日	審 議
平成24年 4月23日	審 議
平成24年 5月11日	答 申